

議第 6 3 号

呉市職員の給与に関する条例及び呉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市職員の給与に関する条例及び呉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市職員の給与に関する条例及び呉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(呉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 呉市職員の給与に関する条例（昭和 2 7 年呉市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(この条例の趣旨)	(この条例の趣旨)
第 1 条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 4 条第 3 項及び地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 4 条第 5 項の規定に基づき、 <u>同法</u> 第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員（同法第 2 2 条の 2 第 1 項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。）の給与に関して必要な事項を定めるものとする。	第 1 条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 4 条第 3 項及び地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 4 条第 5 項並びに <u>地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 2 7 年法律第 2 8 9 号）附則第 5 項の規定において準用する地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 8 条第 4 項の規定に基づき、<u>地方公務員法</u>第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員（同法第 2 2 条の 2 第 1 項の規定により採用された職員及び同法第 5 7 条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員（以下「技能労務職員」という。）を除く。以下同じ。）の給与に関して必要な事項並びに技能労務職員（同法第 2 2 条の 2 第 1 項の規定により採用された者を除く。以下同じ。）の給与の種類及び基準に関して必要な事項を定めるものとする。</u>
(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)	(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)
第 1 6 条の 3 略	第 1 6 条の 3 略 <u>(技能労務職員の給与の種類及び基準)</u> 第 1 6 条の 4 <u>技能労務職員の給与の種類</u>

附 則 1 ～ 6 略 7 <u>地方公務員法第 5 7 条に規定する単 な労務に雇用される者</u>の給与の種類及び 基準については、<u>この条例を準用する。</u> 8 ～ 1 8 略	は、給料，扶養手当，地域手当，住居手 当，通勤手当，単身赴任手当，特殊勤務 手当，時間外勤務手当，休日勤務手当， 夜間勤務手当，宿日直手当，期末手当， 勤勉手当及び災害派遣手当とする。 2 <u>技能労務職員の給与は，その職務及び 責任の特殊性並びに職員の給与との均衡 を考慮して，規則で定める。</u> 附 則 1 ～ 6 略 7 <u>令和 8 年 3 月 3 1 日以前に採用された 技能労務職員</u>の給与の種類及び基準につ いては，<u>第 1 6 条の 4 の規定にかかわら ず，一般職給料表の適用を受ける一般職 の職員の例による。</u> 8 ～ 1 8 略
---	---

（呉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第 2 条 呉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年呉市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に，下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第 1 条 この条例は，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 3 条の 2 第 5 項及び地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 4 条第 5 項の規定に基づき，法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第 1 条 この条例は，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 3 条の 2 第 5 項及び地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 4 条第 5 項並びに地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 2 7 年法律第 2 8 9 号）附則第 5 項の規定において準用する地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 8 条第 4 項の規定に基づき，法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員（<u>法第 5 7 条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する会計年度任用職員（以下「会計年度任用技能労務職員」という。）を除く。</u>以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関して必要

(給与) 第 2 条 会計年度任用職員の給与の種類は、報酬（基本報酬（給料に相当する報酬及び地域手当に相当する報酬をいう。以下同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬をいう。以下同じ。）<u>及び期末手当とする。</u> 2 略 （<u>単純な労務に雇用される者の給与の種類及び基準</u>） 第 1 2 条 <u>会計年度任用職員として法第 5 7 条に規定する単純な労務に雇用される者の給与の種類及び基準は、この条例に定める給与の種類及び基準による。</u>	<u>な事項並びに会計年度任用技能労務職員の給与の種類及び基準並びに費用弁償に</u> <u>関して必要な事項を定めるものとする。</u> (給与) 第 2 条 会計年度任用職員の給与の種類は、報酬（基本報酬（給料に相当する報酬及び地域手当に相当する報酬をいう。以下同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬をいう。以下同じ。）、<u>期末手当及び勤勉手当とする。</u> 2 略 （<u>会計年度任用技能労務職員の給与の種類及び基準</u>） 第 1 2 条 <u>会計年度任用技能労務職員の給与の種類は、報酬、期末手当及び勤勉手当とする。</u> <u>2 会計年度任用技能労務職員の給与は、その職務及び責任の特殊性並びに会計年度任用職員の給与との均衡を考慮して、規則で定める。</u> <u>3 会計年度任用技能労務職員の費用弁償については、第 8 条及び第 9 条の規定を準用するほか、必要な事項は規則で定める。</u>
--	---

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

清掃作業員（技能労務職員）の採用を令和 8 年 4 月から再開することに伴い、同月以降に採用する技能労務職員の給与等について所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。